

亀山市環境保全審議会委員からの意見

意見	回答
<p>造成地は残土により造成される計画であり、異物や汚染土の混入を防ぐために、行政による環境監視が確実に担保されなければならない。</p>	<p>行政による環境監視については、三重県土砂等の埋立等の施行規則に関する条例（報告の徴収及び立入等）第3条土砂等の発生、製造、保管、埋立その他必要な事項について報告を求めることができる。また事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入らせることができるとなっております。</p>
<p>本事業の実施にあたり、自治会からの意見・要望事項が多数あることから、地域住民の同意が十分得られるよう、事業者は誠意を持った対応を取らなければならないと考えます。そのことを前提にして、具体的な事項について意見を述べます。</p>	
<p>（工事中の椋川への濁水対策） 工事中は椋川沿いに沈砂池を設置する計画ですが、その機能が損なわれないよう沈砂池内の堆砂物を適時撤去し、有効容量を常時確保することが必要です。また、降水時には沈砂池出口での排出水と椋川へ排水する地点の上下流において濁度、SSを測定するなど水質チェックを行い、異常が確認された場合は、即時適切な対策を講じることが必要です。</p>	<p>同条例第21条当該許可に係る土砂等の埋立等」を施工している間、定期的に、当該許可にかかる埋立等区域外への排水の水質調査を行うこととなっております。調査箇所は最終に水が溜まる沈砂池で行います。なお、同条例第21条により、水質の基準に適合していないこと、又は、当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立より生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないとなっております、そのことを遵守します。</p>
<p>（受入れ残土の検査） 事業者の自治会意見に対する回答書には、受入れされる残土は、土砂等発生元証明書を必要とし、汚染土は搬入されないとしています。本証明書には残土の有害物質に関する化学試験結果は添付されていないと思われ。このことから、受入れの際には、有害物質が含まれていないことを確認検査する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>搬入土砂等の汚染のおそれがないことの確認（申請の手引き p52）につきましては、第一調査（土地の利用状況の調査）を発生場所ごとに土地の利用状況等の調査を実施し、過去に有害物を使用した施設があるなど汚染の恐れがない場合は調査終了で受入れが可能です。それ以外は第2調査として有害物質26項目の溶出量調査、9物質の含有量調査のうち第1調査から使用などの履歴があった物質について調査をおこなう。その結果土砂基準を超えた場合土砂の受入れはできません。</p>
<p>（交通安全対策） 残土を搬入する大型車両は1日5台程度で、事業地周辺の道路において頻繁な出入りはないとのことですが、本沿道は通学路となっていることから、交通安全上の観点から通学時間帯は搬入を差し控えるなどの配慮が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>残土搬入車両は平均一日5台程度であり頻繁には出入りしませんが、通学時間帯には搬入を控えるようにいたします。</p>
<p>通学路に当たるとお思いますので工事中は、十分気を付けて施行してください。</p>	<p>工事中は安全に細心の注意を払い工事を行います。</p>
<p>きちんと埋立等の技術基準に則って施行してもらえば、緑化は歓迎します。できれば低木のつつじは霧島つつじのような花木全体が花で埋まるようなものが良いです。春先に中屋敷町から霧島つつじの真っ赤な絨毯が見えて、皆さんの目を和ませてくれることを望みます。</p>	<p>埋立等の技術基準を遵守し適正に施工を行います。なお、つつじの種類については希望に添えるよう考えます。</p>
<p>木を植えるだけであれば、今のままで植えられるのでしょうか。このように大規模な造成が必要ですか。</p>	<p>このことは、吉田柄煥氏が残土捨て場として造成を行っていましたが、令和2年4月1日に三重県土砂等の埋立等の規制に関する条例が施行されました。この現場を継続して埋立を行うにあたってその条例の手続きを行うための申請でございます。植樹に関しては今後は山林として管理を行なう予定です。</p>
<p>地元の自治会の質問のなかに河川保全区域についての一文がありました。沈砂池は、河川保全区域にかかりませんか。</p>	<p>河川保全区域になっていないことは三重県鈴鹿建設部に確認をとっております。</p>
<p>水質検査は6か月に1回ではなく、1か月に1回とされてはどうでしょうか。</p>	<p>水質調査は条例21条により6ヶ月に1回ごとに当該埋立区域外への排水の水質調査実施しなければなりません。この基準に従い水質調査を行いたいと思っております。</p>
<p>運搬車両は日最大5台程度とされていますが、稼働する重機の種類と最大台数はどのように計画されているか？</p>	<p>稼働する重機等は添付の施工計画書に記してあるように、バックホウ0.7㎡級1台とブルドーザ11t級1台で計画しております。</p>

<p>最も近い住居までの距離と予測される騒音の寄与レベルはどのくらいになるか？</p>	<p>この工事はすでに行っていた工事の継続のための申請であり、許可後の工事についても公共工事と同等で、低騒音型の機械を使用することとしますので、特に騒音が大きくなることはありません。なお、構造物の破砕等はないので、付近への影響は軽微と考えております。</p>
<p>林地造成予定地は亀山市の中心部に近く、かつ、椋川の南側に位置する一画であり、植生は地図および航空写真等から眺めると、一部、林地も認められるが、大半が荒地のように見受けられる。改変予定地の動植物相および生態系を植生および周辺の環境などから解析すると、絶滅危惧種等希少種の生息生育の可能性は極めて低いものと推察される。しかしながら、予定地の北側には椋川が流れていることから、造成中および供用後の濁水管理、崩落防止等には細心の対策が必要である。また、造林については目的にもよるが、広葉樹や実のなる樹木も混植させるなど、生態系に配慮した樹種の選定が望まれる。</p>	<p>造成中の濁水については、先ず沈砂池を建設することで工事中の濁水を沈殿させたくて椋川に放流することとします。また、大雨が予測される前に沈砂池の堆積状況を確認し、必要があれば浚渫を行うこととします。なお植林については、周囲が杉が多く景観的に付近になじむ杉を植栽したいと考えております。しかし、法面については高木の植栽は強風時に根が揺すられ、法面に影響する可能性があるため、低木を植栽したいと考えております。</p>
<p>盛土内の水をどのように排水させるか明確でないように思います。平面図に排水用の暗渠が記載されていますが、断面図にはありません。どのような暗渠構造か明確に示す必要があると考えます。</p>	<p>構造図には記載しておりますが、断面図はなく、図面を追加します。</p>
<p>地下水位の位置が断面図では現況地盤となっておりますが、盛土内に水が浸透し水位が発生すると考えるのが一般的です。盛土内の水位が上昇すると盛土の不安定化に繋がり、崩壊に至る可能性があるため、本計画で盛土内に地下水位が発生しない理由を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>断面図の水位線は沈砂池の計算上水が最大に溜まった場合の水位でございます。実際の水位はボーリングのデータより標高42.5m程度で、現堤防高が45mであり堤防高から2.5m下がった位置が地下水位です。なお、暗渠排水により盛土内の水は排除する計画です。</p>
<p>盛土に使用する材料の特性が明らかでないように思います。使用材料が盛土の安定性に適している材料であることを明確にする必要があると考えます。</p>	<p>盛土に使用する材料は付表1に記されているとおり区分は国土交通省令に定める第1種建設発生土から第3種建設発生土でコーン指数は400以上であることが条件で盛土用に適した材料を使用します。</p>
<p>盛土の締固め方法について、1層30cmの仕上がりのみ記載で、盛土施工においてどのような含水比管理、密度管理等の施工管理を行うかを明確にする必要があると考えます。</p>	<p>盛土の施工方法、施工管理は、施工計画書に記したとおりであります。なお、含水比は土質区分基準により40%程度以下となっております。</p>
<p>完成後の地表水の排除を素掘り水路で行うと土砂の流入等で水路が埋まり排水機能が低下し、安定性に影響を及ぼす可能性が考えられます。その点に対する説明が必要と考えます。</p>	<p>工事中については、大雨が予測される場合水路の状況を確認し、土砂が堆積し排水機能に支障があると考えられる場合には、速やかに土砂を撤去する。完成後、樹木、草等が成長すれば濁水の発生が少なくなり土砂の流出が抑制されます。それまでの間は前述のように浚渫を行います。</p>
<p>地山と盛土との境界の処理が明確でないと思います。盛土を行う際の地山の処理について明確にする必要があると考えます。</p>	<p>既に埋立が進行しており、今回の申請となったのですが、今回盛土をおこなう法面に関しては横断面図に記すように段切りを行って盛土する計画です。</p>
<p>安定解析による盛土の安定性評価は必要ないのでしょうか。盛土が河川や道路と隣接しており、崩壊時には大きな支障を及ぼす可能性があると考えられます。</p>	<p>同条例の技術基準により盛土高さが15m以下であり法面の安定計算は必要ございません。なお、技術基準、施工計画等に基づいて適正に施工すれば法面が崩壊するようなことはないと考えます。</p>